

入 札 公 告

秋田県農業共済組合本所改修工事 ① の公募型指名競争入札について、次のとおり公告します。

令和7年6月30日 ②

秋田県農業共済組合
組合長理事 齋藤 実

記

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 秋田県農業共済組合本所改修工事
- (2) 予 定 価 格 設定（公表しない）
最低制限価格制度適用有り } ③
- (3) 工 事 場 所 秋田市中通三丁目 4-50
- (4) 工 事 概 要 本所3階会議室を事務室に改修
- (5) 建 物 用 途 事務所
- (6) 工 事 期 限 令和7年12月31日（水）
- (7) 入 札 方 法 公募型指名競争入札 ④

2 入札参加要件 ⑤

- (1) 建築一式工事業について建設業法（昭和24年法律第100号（以下「法」という。））第15条の規定に基づき、特定建設業の許可を受けていること。
- (2) 秋田県建設業者等級格付名簿において建築一式工事A級に登載されていること。
- (3) 請負契約を締結する日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、建築一式工事の総合評定値（P点）が900点以上であること。
- (4) ISO9001（品質マネジメントシステム）及びISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を受けていること。
- (5) 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- (6) 主たる営業所が秋田管内（秋田市・男鹿市・潟上市・南秋田郡）であること。
- (7) 法に定める一級建築施工管理技士又は建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士で、かつ法に定める建設工事業に係る監理技術者証の交付を受けている者をこの工事に専任で配置できること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- ② 配置予定技術者の資格・工事経歴（様式2）
- ③ 契約に係る指名停止に関する申立書（様式3）
- ④ 社会保険加入関係書類等、常時雇用の証となるものの写し、一級建築施工管理技士合格証明証の写し、又は一級建築士免許証の写しおよび監理技術者証の写しを添付のこと。
- ⑤ ISO9001及びISO14001登録証の写しを添付のこと。
- ⑥ 直近の経営事項審査結果の写しを添付のこと。

(2) 申込書等の受付[㊦]

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間 公告の日から令和7年7月3日（木）までの
午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）
- ② 受付場所 秋田県秋田市中通三丁目4番50号 秋田県農業共済組合
※申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。ただし、提出された申込書等の審査の結果等により指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(2) 指名通知については、令和7年7月4日（金）[㊣]に通知（FAX）する。通知を受けた際には受けた旨をFAXで返信すること。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

(1) この工事に係る設計図書等については、入札参加申込書等持参時にPDFデータにて提供。

(2) なお、既存施設の現地確認が必要な場合は申し出ること。

6 質疑及び回答に関する事項

(1) 質疑は、質問書（貴社様式にて可）にて提出すること。

- ① 提出期限 令和7年7月9日（水）正午 ① まで
- ② 宛 先 秋田県農業共済組合 副参事 井島
(メールアドレス：j-ishima@nosaiakita.or.jp)

(2) 受け付けた質疑に対しては、令和7年7月10日（木）に秋田県農業共済組合のホームページへの掲載をもって回答とする。

(ホームページアドレス <https://www.nosaiakita.or.jp/~akita/>)

7 入札に関する事項

(1) 入札の日時：令和7年7月15日（火）午後1時30分 ㊴

(2) 入札の場所：秋田県秋田市中通三丁目4番50号

秋田県農業共済組合3階会議室

(3) 入札保証金：免除

(4) 最低制限価格：あり

(5) 契約日：令和7年7月22日（火）予定 ㊵

事務手続き及び内訳明細書の内容精査の関係上、落札日から1週間程度を要します。内容精査において疑義が発生した場合は契約日の延期、次点落札者との協議などの措置を講じる場合があります。

(6) 注意事項

- ① 入札心得等を遵守のうえ、入札に参加すること。
- ② 入札書（様式4）に記載する金額は、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ③ 入札執行回数は2回を限度とする。
- ④ 落札者は、当法人の予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札したものとする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者により、くじ引きで落札者を決定する。
- ⑤ 入札書提出時に工事費内訳書（貴社様式にて可）を提出すること。当該内訳書を提出しない者が行った入札は無効とする。
- ⑥ 代理人が入札を行う場合は委任状（様式5）を提出すること。
- ⑦ 入札を辞退する場合は、入札執行日の前日までに、入札辞退届（様式6）により申し出ること。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者の行った入札。
- (2) 所定の入札書を使用しない入札
- (3) 委任状を使用しない代理人の行った入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示等が不明瞭な入札
- (7) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (8) 同一事項の入札に対して2以上の意思表示をした入札
- (9) 最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格とすること。
- (10) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の周知方法

落札者の決定と同時に、入札会場で入札者全員に口頭で周知する。

10 異議の申し立て

入札をした者は、入札後、民間連合協定工事請負契約約款、設計図書、質疑回答書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

11 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

住所：秋田県秋田市中通三丁目4番50号 秋田県農業共済組合

担当：副参事 井島

電話：018-884-5267

FAX：018-835-8226

以上